

よくあるお問い合わせ（納税証明書）

令和7年12月1日時点

質 問	回 答
全 般（国税、市税共通）	
納税証明書は、コピーでも良いか。	コピーでも構いません。
納税証明書の提出は、簡易書留のみか。	<現在、コンサル、物品で登録のある業者様> ・毎年ご提出いただいている納税証明書については、<u>簡易書留、レターパック、普通郵便</u>も可です。 <基準年の工事業者様、新たにコンサル、物品での登録を申請する業者様> ・「入札参加資格審査申請」の際にご提出ください。こちらは、<u>原則、簡易書留又はレターパック（追跡サービスがあるもの）</u>です（普通郵便は不可）。ただし、高砂市内に本店又は受任者がある業者様に限り持参も可です。
いつまでに提出が必要か。	<現在、コンサル、物品で登録のある業者様> ・令和7年12月1日～令和8年1月30日までにお願ひします。 ・提出がない場合、令和8年4月以降は、納税証明書の提出があるまで入札等に参加できなくなります。 <基準年の工事業者様、新たに工事・物品での登録を申請する業者様> ・「入札参加資格審査申請」の際にご提出ください。 - 郵送：令和8年1月5日～1月23日まで - 持参：令和8年1月5日～1月30日まで ※持参は、高砂市内に本店又は受任者がある業者様に限り可。
送付状等は必要か。	送付状等の同封は求めています。

納税証明書の提出について、受領書を発行してほしい（工事・物品の登録業者）。	希望者には、受付印を押印しますので、納税証明書の提出の際に、返信用封筒・ハガキ（要切手貼付）と、御社で作成した受領書等を同封してください。
現在、コンサルと物品で登録があるが、郵便を分ける必要があるか。	1つの郵便封筒に納税証明書を2通（工事分、物品分）入れていただいても構いません。なお、納税証明書はコピーも可です。
納税証明書はいつ時点のものが必要か。	令和7年12月1日以降に証明されたものが必要です（令和7年11月30日以前の証明のものは不可です）。
「証明書交付申請書」の書き方（高砂市市税完納証明書）	
高砂市市税完納証明書を取得したいが、「証明書交付申請書」の書き方を教えてください。	まずは、記入例をご確認ください。そのうえで、不明点がございましたら、市民窓口課（079-441-7180）までお問い合わせください。
法人の場合、「証明書交付申請書」や「委任状」へ押印は、角印（会社印）でも良いか。	必要な書類、押印は以下のとおりです。 ＜来庁者が代表者の場合＞ ・申請書…代表者印 ・本人確認書類…代表者の運転免許証等 ※委任状は不要です。 ＜来庁者が従業員の場合①＞ ・申請書…代表者印又は会社印（角印） ・委任状…代表者印 ・本人確認書類…従業員の運転免許証等 ＜来庁者が従業員の場合②＞ ・申請書…代表者印 ・本人確認書類…従業員の運転免許証等+社員証 ※委任状は不要です。
受任者がある場合に必要な納税証明書	
「高砂市内」の支店を受任者に登録しているが、高砂市市税完納証明書は、受任者の分だけでよいか。	「高砂市内」に受任者を登録している場合、本社分と受任者分の両方の市税完納証明書が必要です（証明書交付申請書（及び委任状）も、本社分と受任者分の2通作成してください）。

「高砂市内」の支店を受任者に登録している。本社は高砂市での課税記録がないため、「高砂市市税完納証明書」が取得できないがどうしたらよい。	高砂市から課税されていない場合は、「高砂市市税完納証明書」の発行ができません。 その場合、高砂市住民異動・証明発行窓口(高砂市役所本庁舎1階⑬番)に、証明書交付申請書を提出いただくと、「課税記録なし」として受付印を押印した申請書をお返しいたします。その受付印の入った申請書を、納税証明書の代わりにご提出ください（コピー可）。
本社も受任者も「高砂市外」だが、高砂市市税完納証明書の提出が必要か。	本社も受任者も「高砂市外」の場合は、<u>国税の納税証明書のみ</u>ご提出ください。
経審について（経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書）	
工事の登録があるが、納税証明書と一緒に、経審の提出も必要か。	経審は、更新された時点でご提出をお願いします。そのため、既に最新の更新分をご提出済みの場合は、改めての提出は不要です。ご提出が未だの場合は、併せてご提出ください。 なお、有効な経審の提出がなされていない場合、入札等に参加することはできません。